地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	高知市 (392014)
地域名 (地域内農業集落名)	大津鹿児 (大津乙集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	21.91 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	21.91 ha
② 田の面積	14.85 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.56 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	3 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 - 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 - 3:4については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 - 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 - 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 - 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。
- (2) 地域農業の現状及び課題
 - ・農業者の高齢化の進展により、土地持ち非農家が増加しており、農地の受け手(担い手)の確保が必要となっている。
 - ・ 小区画の農地が多く、作業効率が悪いことに加えて、生産基盤施設(農道・水路)が老朽化してきている。
 - ・ 市街化区域と市街化調整区域の農地が混在している。
 - 地下水の塩水化により、園芸農業等を行うに当たって、良質な水源の確保が必要となっている。
 - ・ 土地改良区の重複による水利関係の相違が発生している。
 - スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)による水稲被害が拡大している。
- (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)
 - 水稲から農地条件に応じた高収益作物への一部転換を図る。
 - 環境保全型農業の規模拡大を進める。
 - ・ 集落営農組織を設立することで、共同営農形態を確立する。
- 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
 - |(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けを進め、担い手(認定農業者、集落営農法人)への農地の集積・集約化を基本とし、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者による農地利用を進める。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 66 % 将来の目標とする集積率 85 %

	(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標									
	未定									
3	農業者及び区域	内の関係	当が2の目 標	票を達成するため	かとるへ	き必要な措	置			
	(1)農用地の集									
						者等が担う	ほか	、地域内外から	の業	所規就農希望者
	の受け入れや親元就農者を確保することで対応していく。 ・ 基盤整備事業の導入により、水田区画の拡大、農道・水路の整備を行うとともに、農地の集約化を図る。									
	(2)農地中間管				_ /,\\	147 IE MI C 13	<u> </u>		Z-11-3	15CH 00
	 基盤整備事業 	業の導入に	より、整備農	農地の大部分に						
	・ 機構との連携	馬により、認	定農業者な	ど地域計画にお	らける中	□心経営体へ	、 の	農地の集積率向	上を	図る。
	(3)基盤整備事									
		理機構関連	農地整備事	業を実施し、区	画整理	手法による	小区	画農地の拡大及	ひび	生産基盤施設
	の拡充を行う。 ・ 農地中問答	理機構との	連進により	担い手への農†	⊕の生	積∙集約を進	かる	とともに、新規京	计曲	者の育成や認
				の設立による生					у	
	(4)多様な経営									
	・地域の現状は									
	· 認定農業者(
	・ 集落営農組織による農作業の共同化を進める。 (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組									
	・JAによる育苗・乾燥・共同防除を導入する。									
	以下任意記載	事項(地域 <i>0</i>	実情に応じ		を選択		マを	 記載してください	.)	
	□ ①鳥獣被害			·減農薬·減肥料		スマート農業		4輸出	_	⑤果樹等
	□ ⑥燃料・資流	原作物等	☑ ⑦保全	· 管理等	4 8	農業用施設		⑨耕畜連携		⑩その他
	【選択した上記の	の取組内容]		l — —					
				生産施設の拡充						
				保全型農業の推 械の共同利用	推進					
	□ 未浴呂辰和ī □	哦1〜みる辰:	木心はで放	「城ツ犬川州州						
1	 	·뉴스크 જ		I-쓵뽁산나기耂	- \					
4	地域内の農業を	担り有一覧	(日 倧 地凶	に似直打ける石)	<u> </u>		10年後		
	i 1			IE 作		I		IU平俊		

	農業を担う者(氏名・名称)	現状			10年後						
属性		以				(目標年度:令和 16 年度)					
加到工		経営作目等	経営面	積	作業受託 面積	経営作目等	経営面	積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農	大津鹿児①	水稲	0.29	ha	ha	水稲	0.29	ha	ha		
認農	大津鹿児②	水稲	2.41	ha	ha	水稲	2.41	ha	ha		
認農	大津鹿児③	水稲	7	ha		水稲	10	ha	6.4 ha		
利用者	大津鹿児④	花木·野菜	0.08	ha	ha	花卉·野菜	0.08	ha	ha		
認農	大津鹿児⑤	野菜(茗荷)	0.4	ha	ha	野菜(茗荷)	0.4	ha	ha		
認就	大津鹿児⑥	水稲、野菜(トマト)	0.73	ha	ha	水稲、野菜(トマト)	0.73	ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
計	6経営体		10.91	ha	6.4 ha		13.91	ha	6.4 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する 集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は 「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
 - 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
 - 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
 - 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、 経営面積に含めてください。
 - 5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。
- 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名·名称)	作業内容	対象品目

- 6 目標地図(別添のとおり)
- 7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。